

静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第9号

静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則（昭和44年静岡県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(内部組織)</p> <p>第5条 図書館に、次の表の左欄に掲げる課及び<u>歴史文化情報センター</u>を置き、それぞれの課に、当該右欄に掲げる<u>係</u>を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課名</th><th>係名</th></tr></thead><tbody><tr><td>総務課</td><td><u>総務係、管理係</u></td></tr><tr><td>企画振興課</td><td><u>企画係、振興係</u></td></tr><tr><td>資料課</td><td><u>図書係、新聞雑誌係</u></td></tr><tr><td>調査課</td><td><u>一般調査係、地域調査係</u></td></tr></tbody></table>	課名	係名	総務課	<u>総務係、管理係</u>	企画振興課	<u>企画係、振興係</u>	資料課	<u>図書係、新聞雑誌係</u>	調査課	<u>一般調査係、地域調査係</u>	<p>(内部組織)</p> <p>第5条 図書館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、当該右欄に掲げる<u>班</u>を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>課名</th><th>班名</th></tr></thead><tbody><tr><td>総務課</td><td><u>総務班</u></td></tr><tr><td>企画振興課</td><td><u>企画班、振興班</u></td></tr><tr><td>資料課</td><td><u>図書班、新聞雑誌班</u></td></tr><tr><td>調査課</td><td><u>一般調査班、地域調査班</u></td></tr></tbody></table>	課名	班名	総務課	<u>総務班</u>	企画振興課	<u>企画班、振興班</u>	資料課	<u>図書班、新聞雑誌班</u>	調査課	<u>一般調査班、地域調査班</u>
課名	係名																				
総務課	<u>総務係、管理係</u>																				
企画振興課	<u>企画係、振興係</u>																				
資料課	<u>図書係、新聞雑誌係</u>																				
調査課	<u>一般調査係、地域調査係</u>																				
課名	班名																				
総務課	<u>総務班</u>																				
企画振興課	<u>企画班、振興班</u>																				
資料課	<u>図書班、新聞雑誌班</u>																				
調査課	<u>一般調査班、地域調査班</u>																				
<p>(分掌事務)</p> <p>第6条 前条に規定する課及び歴史文化情報センターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (略)</p> <p>企画振興課 (略)</p> <p>資料課 (略)</p> <p>調査課 (1)～(5) (略)</p> <p><u>歴史文化情報センター</u></p> <p>(1) <u>県史編さん収集資料の保存、整理及び公開に関すること。</u></p> <p>(2) <u>県史編さん収集資料の参考事務に関すること。</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第6条 前条に規定する課及び歴史文化情報センターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (略)</p> <p>企画振興課 (略)</p> <p>資料課 (略)</p> <p>調査課 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>歴史文化情報センターに関すること。</u></p>																				

(職員)

第7条 図書館に事務職員その他の所要の職員を置く。

第10条 (略)

第10条の2 図書館の必要と認める課に主幹を置く。

2 主幹は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事務を処理する。

第10条の3 図書館の係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受けて、係の分掌事務を処理し、係員の分担事務を監督する。

第10条の4 図書館の必要と認める課に主査を置く。

2 主査は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事項を処理する。

第10条の5 図書館の必要と認める課に主任を置く。

2 主任は、上司の命を受けて、分担事務を処理する。

第10条の6 図書館の必要と認める課に主任司書を置く。

2 主任司書は、上司の命を受けて、分担事務を処理する。

第11条 館長、副館長、参事、課長、主幹、係長、主査、主任及び主任司書は、事務職員の中から命ずる。

2 前項の規定にかかわらず、係長は、指導主事をもって充てることができる。

(職員)

第7条 図書館に事務職員、技術職員、指導主事その他の所要の職員を置く。

第10条 (略)

第10条の2 図書館の課の班に班長を置く。

2 班長は、上司の命を受けて、班の所掌事務を統括し、班員の分担事務及び班員を監督する。

第10条の2の2 図書館の必要と認める課に主幹及び教育主幹を置く。

2 主幹及び教育主幹は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事務を処理する。

第10条の3 図書館の必要と認める課の班に班長代理を置く。

2 班長代理は、班長を置かない班において、班の所掌事務を統括し、班員の分担事務及び班員を監督する。

第10条の4 図書館の必要と認める課に主査及び教育主査を置く。

2 主査及び教育主査は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事項を処理する。

第10条の5 図書館の必要と認める課に主任及び教育主任を置く。

2 主任及び教育主任は、上司の命を受けて、分担事務を処理する。

第11条 館長、副館長、参事、課長、班長、主幹、班長代理、主査及び主任は、事務職員の中から命ずる。

2 教育主幹、教育主査及び教育主任は、指導主事の中から命ずる。

3 第1項の規定にかかわらず、班長及び班長代理は、指導主事の中から命ずることができる。

第12条 第8条から第10条の6までに定めるもののほか、図書館に置くことができる職員の職及び職務は、次のとおりとする。

(1) 主席指導主事 上司の命を受け、所掌事務中特定事務を処理する。

(2) 指導主事 上司の命を受け、所掌事務を処理する。

(3) (略)

(4) 主事 上司の命を受け、事務に従事する。

(5)・(6) (略)

2 主席指導主事は、指導主事をもって充てる。

3 (略)

4 (略)

る。

第12条 第8条から第10条の5までに定めるもののほか、図書館に置くことができる職員の職及び職務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 主事及び教育主事 上司の命を受け、事務に従事する。

(3)・(4) (略)

2 (略)

3 教育主事は、指導主事の中から命ずる。

4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。